

<p>例 規 名</p>	<p>富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>制 定 趣 旨</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が一部改正されたため、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号。以下「番号条例」という。）第1条及び第5条で引用している番号法に号ずれが生じることから、一部改正を行うものです。</p> <p>また、国民健康保険の事務に関して利用している特定個人情報の一部について、番号法別表第2の主務省令が一部改正され直接根拠が置かれることになったため、番号条例別表第2に規定する当該箇所を削除するものです。</p>
<p>制 定 内 容</p>	<p>富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。</p> <p>第5条中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。</p> <p>別表第2の6の項（国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務）中「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」及び「中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの」の個所を削る。</p>
<p>施 行 日</p>	<p>公布の日</p>

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月18日条例第41号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

別表第2

機関	事務	特定個人情報
6 市長	国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号)によ る保険給付の支給 に関する事務で あって規則で定め るもの	生活に困窮する外国人に対す る生活保護の措置に関する情 報であって規則で定めるもの

(略)

別表第2

機関	事務	特定個人情報
6 市長	国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号)によ る保険給付の支給 に関する事務で あって規則で定め るもの	生活保護関係情報であって規 則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの 生活に困窮する外国人に対す る生活保護の措置に関する情 報であって規則で定めるもの

(略)